

議案第 203 号

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 23 年 1 月 28 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年川崎市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

2 病院の診療科目の計画は、次のとおりとする。

内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、腫瘍内科、糖尿病内科、内分泌内科、腎臓内科、神経内科、感染症内科、新生児内科、人工透析内科、ペインクリニック内科、肝臓内科、緩和ケア内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、血管外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、放射線診断科、放射線治療科、救急科、麻酔科、
歯科、歯科口腔外科

第 6 条の見出しを「（川崎病院及び井田病院の使用料及び手数料）」に改め、

同条第1項中「診療を受ける者及び病院の施設を使用する」を「川崎市立川崎病院（以下「川崎病院」という。）及び川崎市立井田病院（以下「井田病院」という。）において診療を受ける者並びに川崎病院及び井田病院の施設を利用する」に改め、同項ただし書中「ときは」を「ときは、」に改め、同条第2項中「による算定方法」の次に「（以下「診療報酬の算定方法等」という。）」を加え、同条第3項中「駐車場使用料」を「駐車場利用料」に改める。

第7条の見出しを「（川崎病院及び井田病院の使用料及び手数料の減免）」に改め、同条中「、生活保護法」を「生活保護法」に改め、「対しては、」の次に「前条第1項の」を加え、「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

第8条中「使用する」を「利用する」に改める。

第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

（多摩病院の利用料金及び手数料）

第16条 多摩病院において診療を受ける者及び多摩病院の施設を利用する者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 多摩病院において診療を受ける者及び多摩病院の施設を利用する者から手数料をその都度徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

3 利用料金及び前項の手数料の額は、診療報酬の算定方法等により算定するほか、利用料金の額にあつては別表の1使用料又は利用料金の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ管理者の承認を得て、指定管理者が定めるものとし、手数料の額にあつては別表の2手数料の表のとおりとする。

4 利用料金（駐車場利用料を除く。）について、消費税法及び地方税法の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前項の規定によ

り算定した額に100分の105を乗ずるものとする。この場合において、利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(多摩病院の利用料金及び手数料の減免)

第17条 指定管理者は、あらかじめ管理者が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

2 前条第2項の手数料の減免については、第7条の規定を準用する。

別表中「(第6条関係)」を「(第6条、第16条関係)」に改め、同表の1使用料の表中「1 使用料」を「1 使用料又は利用料金」に、「駐車場使用料」を「駐車場利用料」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

病院の診療科目の表記を見直し、及び多摩病院に利用料金制を導入するため、この条例を制定するものである。